

第3次常滑市障がい者基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

(1) 国・障がい者制度の動向

- 平成14年12月 「障害者基本計画」策定(平成15～24年度)
国の障がい者施策の基本的方向を定めました。
- 平成14年12月「重点施策実施5か年計画」策定(前期:平成15～19年度、後期:平成20～24年度)重点的に実施する施策やその達成目標を定めました。
- 平成15年度～「措置制度」から「支援費制度」に移行しサービス提供体制が拡充されました。
- 平成18年4月～「障害者自立支援法」施行により、精神障がい者も制度の対象となり、地域生活への移行、就労支援などの新たな制度や、利用者数に応じた実績払いに変更されました。
- 平成22年1月 「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成25年8月までの施行を目指し「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、障がい者施策全般について見直しを行っています。
- 平成23年8月 障害者基本法の改正がされました。

(2) 県の動向

- 平成13年3月 「21世紀あいち福祉ビジョン」(平成18～22年度)を策定し、障がいのある人の自立と社会参加の支援を目的に総合的かつ計画的に諸施策を推進しました。
- 平成23年6月 「あいち健康福祉ビジョン」(平成23～27年度)を策定し、今後ますます複雑・多様化する健康福祉分野の課題に対応するため諸施策の推進をしています。

(3) 常滑市の動向

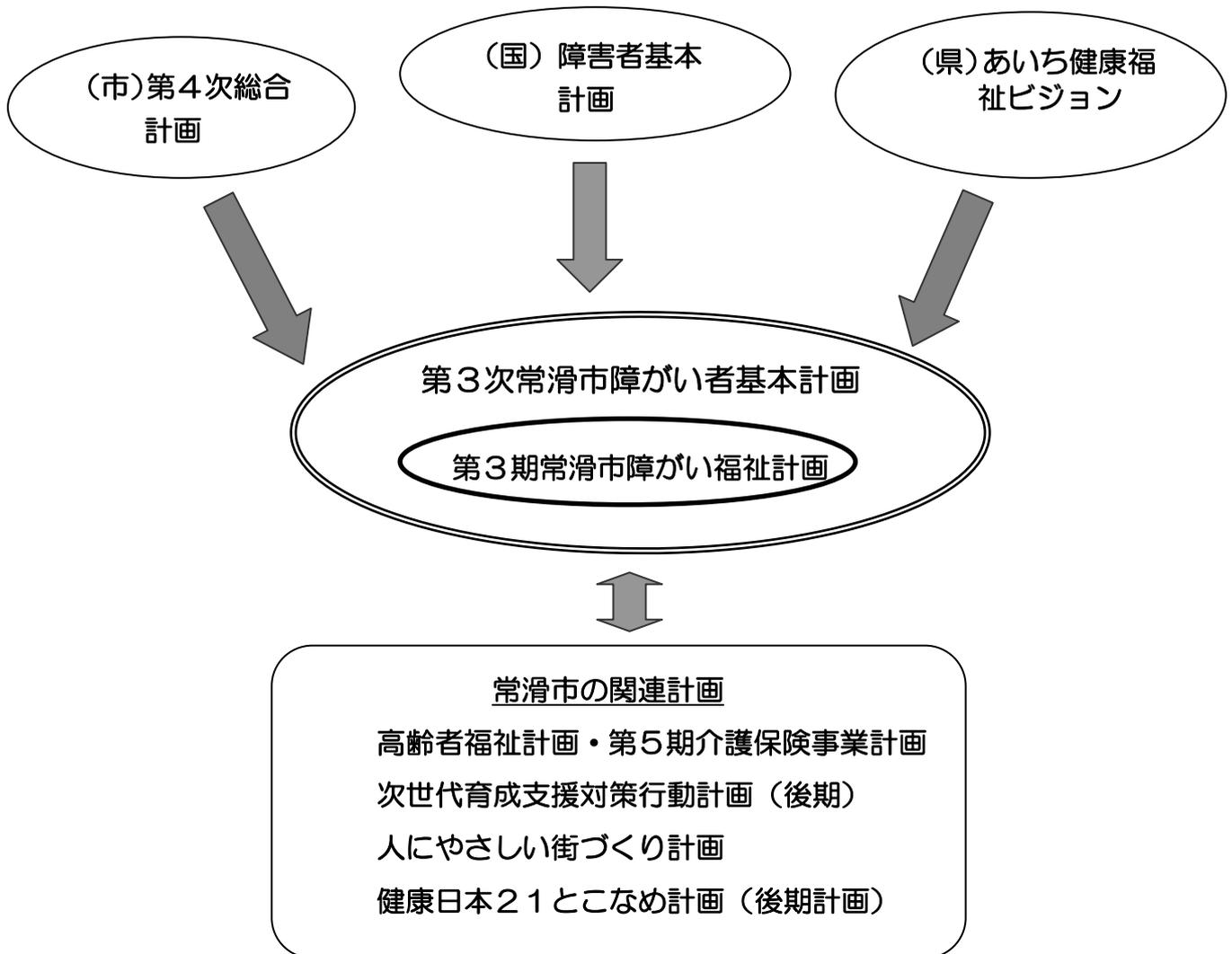
- 平成10年5月 「常滑市障害者計画」(平成10～17年度)を策定し、「人にやさしい、バリアフリーなまちづくり」を目指し、各種障がい者施策を推進しました。
- 平成19年3月 「第2次常滑市障がい者基本計画」(平成18～23年度)を策定し、「人にやさしい、バリアフリーで共生するまちづくり」を目指し、各種障がい者施策を推進しました。
- 平成24年3月 「第3次常滑市障がい者基本計画」(平成24～29年度)を策定し、障がいのある人もない人も地域で共に安心していきいきと暮らすことができるまちづくり目指します。

2. 計画の位置付け・期間

(1) 計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、障害者基本法第11条第3項に基づき「市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画(市町村障がい者計画)」として、常滑市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するとともに、障害者自立支援法第88条に基づく「障がい福祉計画」の内容も包括しています。

また、国の「障害者基本計画」、「重点施策5か年計画」および愛知県の「あいち健康福祉ビジョン～みんなが地域で支え合いながら、安心して健やかに暮らすことのできる社会の実現～」を踏まえるとともに、「第4次常滑市総合計画」など、関連計画との整合性を図りながら計画を策定しています。



(2) 計画の期間

この計画の期間は平成24(2012)年度から平成29(2017)年度までの6年間とします。

なお、今後の社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第3次常滑市障がい者基本計画					
第3期常滑市障がい福祉計画			第4期常滑市障がい福祉計画		

第2章 市の障がい者を取りまく現状

1. 障がい者数

2, 270人

(1) 身体障がい者手帳

(H23. 4. 1 現在 単位:人)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚 障 が い	39	33	10	10	14	10	116
聴覚障がい・平衡機能障がい	5	40(1)	16(3)	25	0	44(1)	130(5)
音声・言語・そしゃく機能障がい	1	0	9	10	0	0	20
肢 体 不 自 由	133(1)	194(4)	239(3)	218(3)	121(2)	31	936(13)
内 部 障 が い	252(3)	5	142(4)	103(1)	0	0	502(8)
計	430(4)	272(5)	416(10)	366(4)	135(2)	85(1)	1,704(26)

※()はうち18歳未満の人数

(2) 療育手帳

(H23. 4. 1 現在 単位:人)

区 分	療 育 手 帳 所 持 者 数		
	18歳未満	18歳以上	計
重度A	31	98	129
中度B	24	76	100
軽度C	37	69	106
合計	92	243	335

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

(H23. 4. 1 現在 単位:人)

区分	1級	2級	3級	合計
H23. 4. 1 現在	17	140	74	231

2. 障がい者施策に関するニーズ（アンケート結果のまとめ）

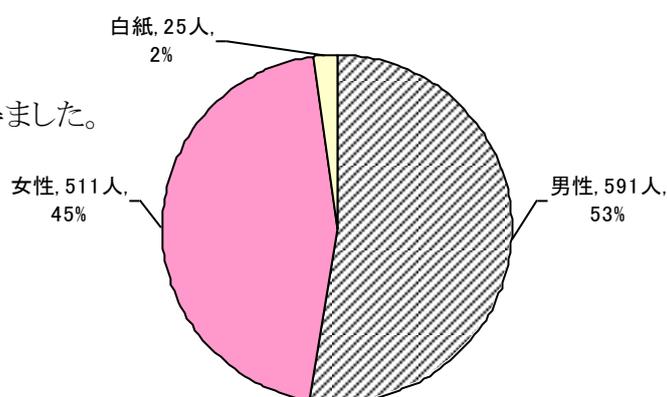
本計画を作成するに先立ち、障がい者施策に関する現状およびニーズを把握するため、障がい者福祉に関するアンケートを行いました。（平成23年4月実施）その回答内容を本計画に反映させることを目的に、3つの視点{3障がい別（身体・療育・精神）・ライフステージ（年齢別）・ライフスタイル（居住形態）}から分析した結果、次のような、さまざまな問題点・課題等が浮かびあがってきました。（障がい者福祉に関するアンケート結果から抜粋）

(1) アンケート結果の概要

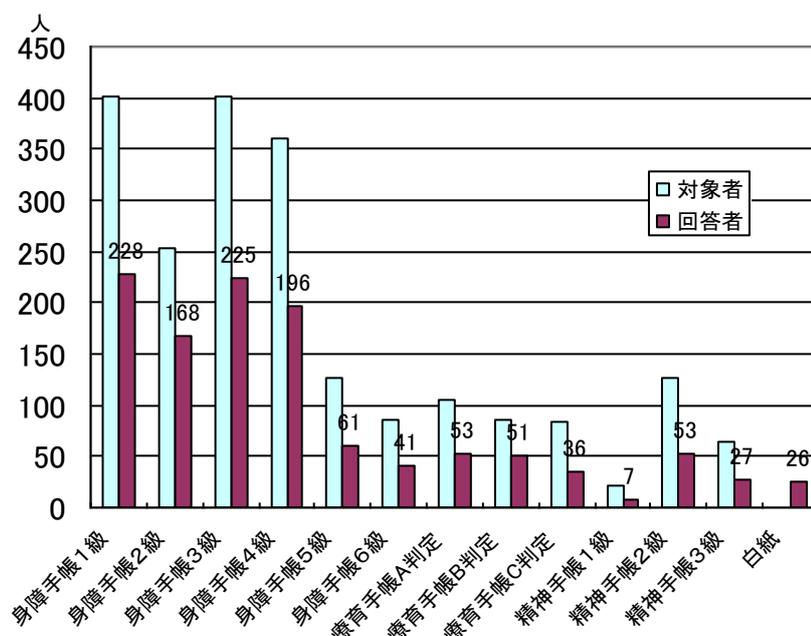
☆回答者

郵送者数2,117人のうち1,127人から回答を得ました。

	対象者(人)	回答者(人)	回答率
男性	1,143	591	53%
女性	974	511	45%
(白紙回答)	—	25	2%
合計	2,117	1,102	



☆手帳別回答者人数



(2) 分析結果

①3障がい別(身体・療育・精神)の分析

3障がいについて、手帳の等級に応じて、重度、中度、軽度に分け、今後利用したいサービスについて、それぞれの特徴・傾向を分析しました。

(まとめ)

ア. 身体障がい者

高齢者の回答が多いため、介護保険制度で対応する部分が多いところであります。

- ・重度の人ほど災害時・緊急時の支援を求めています。
- ・訪問入浴、ホームヘルプなど在宅の福祉サービスの利用を求めています。

以上のことが、把握できたため、障がいのある人の地域での見守り、在宅福祉サービスの充実といったことが重要になっております。

イ. 知的障がい者

障がいの程度に応じて、利用したいサービスが明らかに変化しており、障がいの状態に応じた適切な支援が必要であるということが明らかになりました。また、障がいの中度・軽度の方は、就労関連・相談支援の項目に関心が高く、地域で共に暮らしていく自立の意識と能力向上に一層努めていく必要があります。

ウ. 精神障がい者

社会福祉協議会が行っている「ほっと」などに関心が高く、日中過ごす場所の確保、充実を今後も図っていく必要があります。

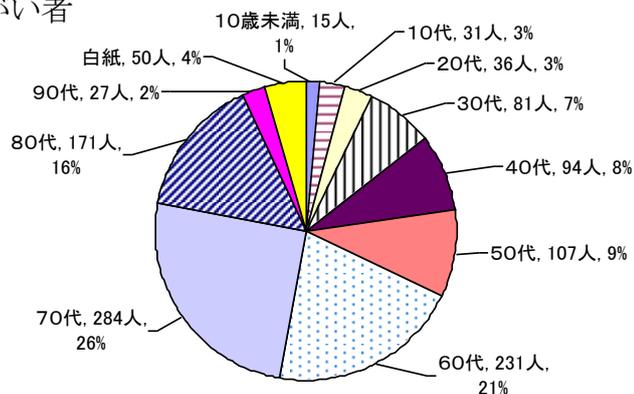
また、それと並んで相談支援ということについても関心が高く、それぞれの障がいの状態に応じて適切に対処できるような支援が必要であります。就労関連についても、障がいの軽度の人ほど就労意欲があり、社会復帰を促す就労支援事業についての整備が必要であるということが伺われます。

アンケート結果より

年齢

年齢については、60代以上が半分以上を占めております。

これは、身体障がい者手帳の保持者が、他の障がい者に比べて圧倒的に多く、高齢者の割合が高いためと思われます。



②ライフステージ(年齢別)の分析

- ア. 18歳以下(障がい児) イ. 19歳～64歳
ウ. 65歳以上の3分類に分け、それぞれの特徴・傾向を分析しました。

(まとめ)

ア. 18歳以下(障がい児)

ライフステージにおいて、初期の段階であるため、保健・医療・福祉・教育・就労等、成長によって福祉以外にもさまざまに係わっていくことから、きめ細かく連携した支援が必要であり、福祉関係に限らず、さまざまなサービスの周知・広報をわかりやすく伝える必要があります。

また、「ほっとクラブ」等の子どもの放課後支援や長期休暇中の支援など、関心・期待が高いことが伺われたため日中一時支援等のサービスの充実も必要であります。

イ. 19歳から64歳

社会活動の参加ということに関して、若干ではあるが特徴が見られ、社会と交流する場の拡充のために、昼間の生活と訓練の場の確保が必要であるとともに、移動も含めて支援し、機会の提供に努めることが重要であります。

また、ひきこもりの人、精神障がい者が社会と交流を持てるよう心の健康づくりを推進し、一般の人の障がい者への理解・周知活動が必要であります。

ウ. 65歳以上

年齢別分析においても在宅福祉サービス、居住支援サービスへの関心・期待度が表れており、介護保険制度との関係も考慮に入れ、適正なサービスの提供が必要であります。成年後見制度についての周知・理解が浸透していないことが伺われたため権利擁護事業の一層の推進が望まれます。

また日常生活用具・補装具は、高齢化とともに利用率が高まっており、障がい者の方たちが日常生活を安心して暮らせるような支援が必要であります。

③ライフスタイル(居住形態)の分析

居住・相談・今後の暮らし方という面において分析

(まとめ)

ひとり暮らしの人や家族と生活している人にとって在宅福祉サービスや居住支援サービスは必要不可欠なサービスとなっており、一層の充実が必要であります。

一人暮らしの人または、平日の日中一人で過ごしている人は、アンケート結果の分析から、高齢者が、ほとんどを占めていると推察されます。そのため今後社会の高齢化が、より一層進むことは確実であり、バリアフリーのまちづくりの推進や災害時緊急時の支援体制の整備などが今後一層重要になってきます。

また、障がい者の社会参加を促す上でも、ボラティア活動への参加や、障がい者の地域福祉活動を支援していくことが重要になってきます。

精神障がい者については、相談支援が、非常に重要になっており、それぞれの関係機関が、障がいの内容に応じて適切なサービスの提供が必要であります。

障がい者の暮らし方については、ライフスタイル(居住形態)によって、大きく変わってくるものが分かってきました。家族と暮らしている人は、家族に相談したり、家族と出かけたり、今後も家族と暮らしたいという家族の絆を大切にする傾向があり、家族の支援が障がい者にとって大きいことが伺われます。

ひとり暮らしの人は、ほとんどが高齢者であります。家族であったり、友人であったり、福祉関係の職員・病院の先生等、関係機関の支援が重要になってきます。

また、グループホーム、施設入所、入院中の人は、家族の支援はもちろん大きいですが、福祉サービスや保健・医療制度の充実が不可欠であり、障がいの程度や症状をできる限り軽減するために、各関係機関が適切に情報を提供し、各種相談に乗ったり、事後指導、リハビリテーションなどの保健・医療サービスの推進が重要になってきます。

以上が、アンケート結果を3つの視点から分析し、浮かび上がってきた問題点・課題であります。本計画では、このアンケート結果を踏まえ、重点的に展開すべき基本目標を定め、基本目標の実現に向けて、目標年次における障がい者数を推計し、それぞれの目標ごとに具体的な施策項目・主な実施主体・施策内容を掲げ施策を推進していくこととしました。

第3章 計画の目標

1. 基本理念

前計画の自己選択と自己決定を基本として社会活動に参加、参画し、住み慣れた地域社会で自立した生活がおくれるような社会を築いていくことを求め「障がいの有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の考え方を踏襲し、第3次常滑市障がい者基本計画の基本理念を次のように定めます。

この基本理念を定めるにあたって、「障がいをもつかどうかではなく」または「分け隔てなく」という観点で議論をすすめ、地域の中でみんながお互いに協力して、尊重しあいながら暮らせるまちをめざそうという思いが込められています。

「障がいのある人が安心して暮らせるまち 常滑」

2. 基本目標

基本理念を実現するための施策を導くために、次の7つを基本目標とします

- (1) 障がい福祉への理解の促進【啓発・広報】
- (2) 福祉サービスの充実【生活支援】
- (3) 就労の場づくりの促進【雇用・就業】
- (4) 保健・医療の充実【保健・医療】
- (5) 療育体制の充実【療育・育成】
- (6) 安全に暮らせる環境整備【生活環境】
- (7) 地域活動の促進【スポーツ・文化・まちづくり】

3. 基本的な視点

本計画では、施策の取り組む基本的な視点を次のように設定します。

(1) 障がいのある人の自立を支える環境の構築

障がいのある人の尊厳が重んぜられ、差別や虐待その他の権利利益の侵害を受けることなく自立して生活できる環境が整うよう、学校教育その他の場において共生社会の理念の普及を図るとともに、人にやさしいまちづくりを進めます。

(2) 障がいの早期発見と療育支援

障がいの早期発見により、障がいのある子どもが早い時期から適切な療育が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、適切な教育的支援を行い、地域で健やかに成長できるよう支援します。

(3) 障がいのある人の自立と地域生活の支援

障がいのある人が、自ら選択する地域において安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう支援の充実を図るとともに、社会・経済その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。

第4章 目標年次における障がい者推計

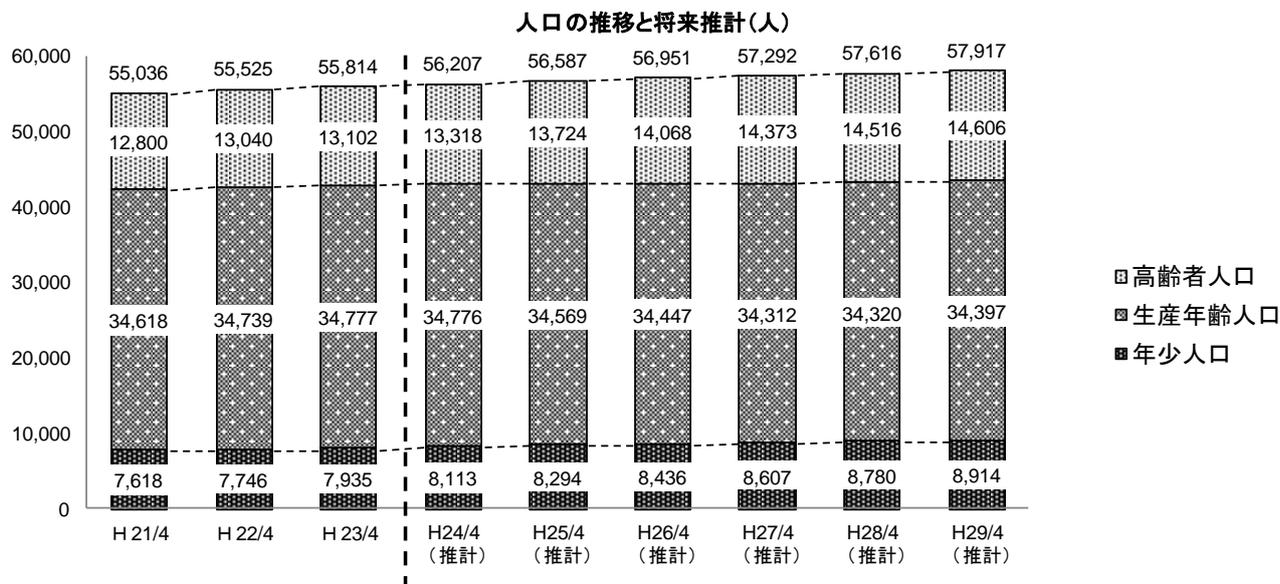
1. 計画目標年次における人口の設定

平成23年4月の本市の人口は、55,814人で、平成18年4月から3,513人増加しております。将来推計においても平成23年の人口を基に平成29年の人口を推計すると57,917人と人口は増加していくことが見込まれています。また、65歳以上の高齢者人口は、年々増加する見込みとなっており、一方15歳未満の人口も同様に増加傾向がみられます。

人口の推移

(各年4月 単位人)

年	人口 男	人口 女	人口 計	前年からの増加人数
平成18年	25,758人	26,543人	52,301人	-人
平成19年	26,054人	26,919人	52,973人	672人
平成20年	26,511人	27,431人	53,942人	969人
平成21年	27,117人	27,919人	55,036人	1,094人
平成22年	27,400人	28,125人	55,525人	489人
平成23年	27,542人	28,272人	55,814人	289人



※平成23年までは住民基本台帳、平成24年移行は出生と死亡を予測したコーホート要因法で将来の人口を推計

2. 計画目標年次の障がい者推計

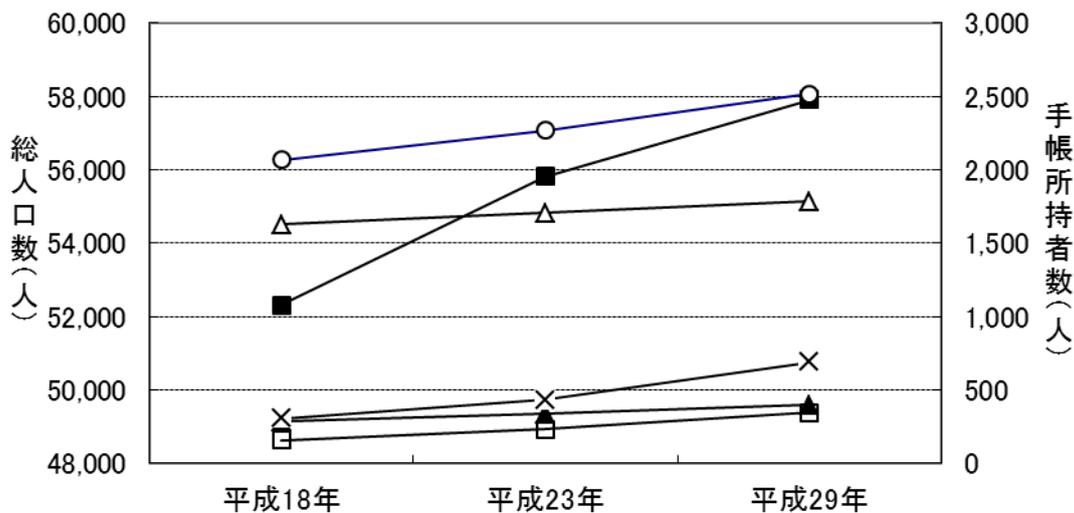
(1) 障がい者総数の推計

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を合わせた障がい者総数は、平成23年4月1日現在2,270人となっており、目標年次の平成29年には、各障がい者の推計値を合計すると2,524人になります。

常滑市の障がい者手帳所持者数の推移

各年4月1日現在、(単位:人)

区分	平成18年	平成23年	平成18年からの増加率(%)	平成29年見込数
身体障がい者 (18歳未満) (18歳以上)	1,629 (27) (1,602)	1,704 (26) (1,678)	4.60 (-3.70) (4.74)	1,782
知的障がい者 (18歳未満) (18歳以上)	282 (66) (216)	335 (92) (243)	18.79 (39.39) (12.50)	398
精神障がい者	155	231	49.03	344
障がい者総数	2,066	2,270	—	2,524
自立支援医療(精神通院)の人数	(305)	(459)	(50.49)	(690)
人口総数	52,301	55,814	6.72	57,917

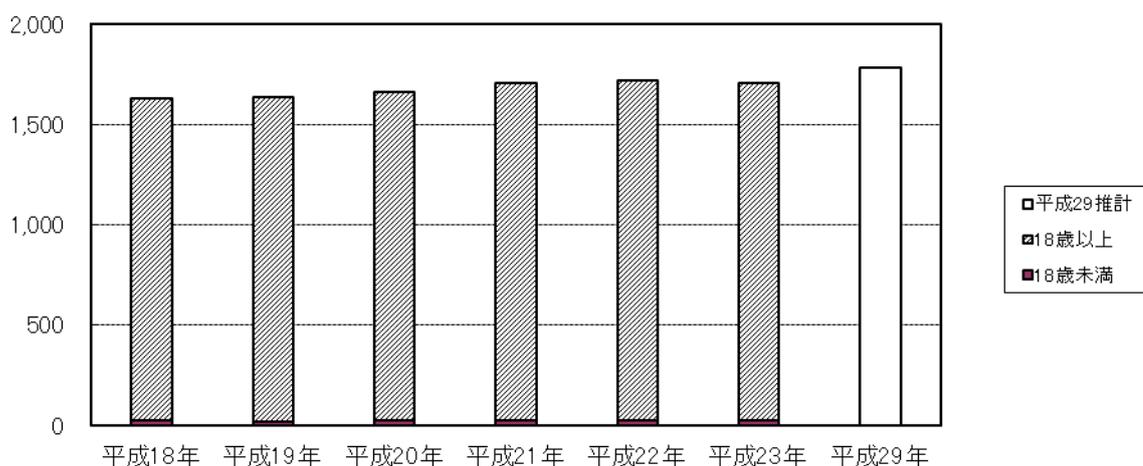


■ 人口総数
 △ 身体障がい者手帳所持者数
 □ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数
 ○ 手帳所持者総数
 ▲ 療育手帳所持者数
 × 自立支援医療(精神通院)利用者数

(2) 身体障がい者の推計

身体障がい者手帳の所持者は、平成23年4月1日現在では1,704人となっており、計画の目標年次の平成29年には1,782人と推計しました。

平成29年の身体障がい者の推計については、平成18年からの伸び率が全体で4.6%となっています。年齢構成でみると、18歳未満の伸び率が3.7%減少しているのに対し18歳以上は4.74%増加となっています。特に高齢者の構成割合が高くなっています。平成29年についても、同様の傾向がみられると考えられます。

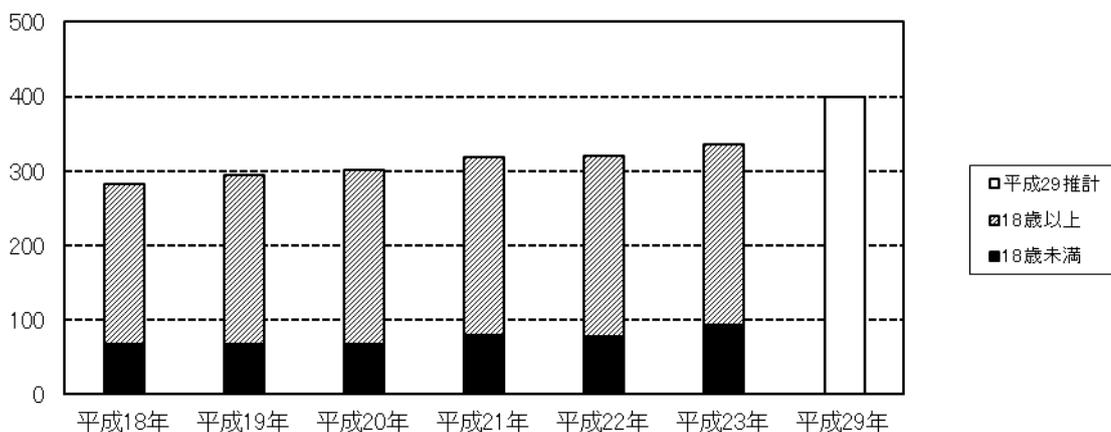


(3) 知的障がい者の推計

療育手帳の所持者は、平成23年4月1日現在では335人となっており、計画の目標年次の平成29年には398人と推計しました。

平成29年の知的障がい者の推計については、平成18年からの伸び率が全体で18.7%となっています。年齢構成でみると、伸び率では18歳未満が39.39%であるのに対し18歳以上は12.5%となっています。

平成29年については、障がいのある人の高齢化の傾向がみられると考えられます。

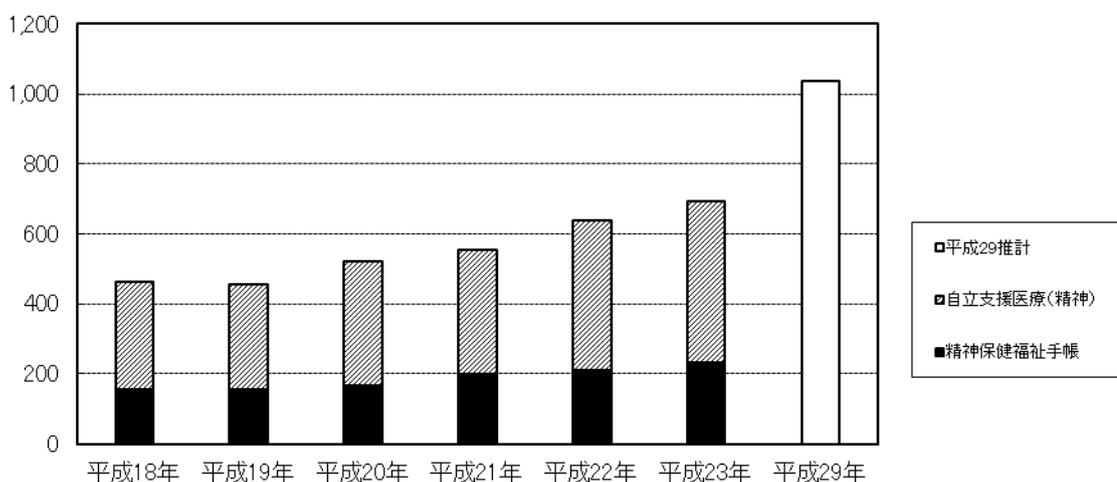


(4) 精神障がい者の推計

精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、平成23年4月1日現在では231人となっており、計画の目標年次の平成29年には344人と推計しました。

平成29年の精神障がい者の推計については、平成18年からの伸び率が49.03%と3障がいの中で最も高い伸び率になっています。これは精神障がい者福祉サービスの充実により手帳の交付を受ける障がいのある人が多くなったことによるものと推測されます。しかしながら、精神障がい者の場合、手帳を取得していない人も依然として多く、自立支援医療(精神通院)の利用者数(平成23年4月1日現在459人)から潜在的に心の病にかかっている人が多いことが伺えます。

今後、社会環境によって更に多くなることが推測されます。



第5章 施策の体系

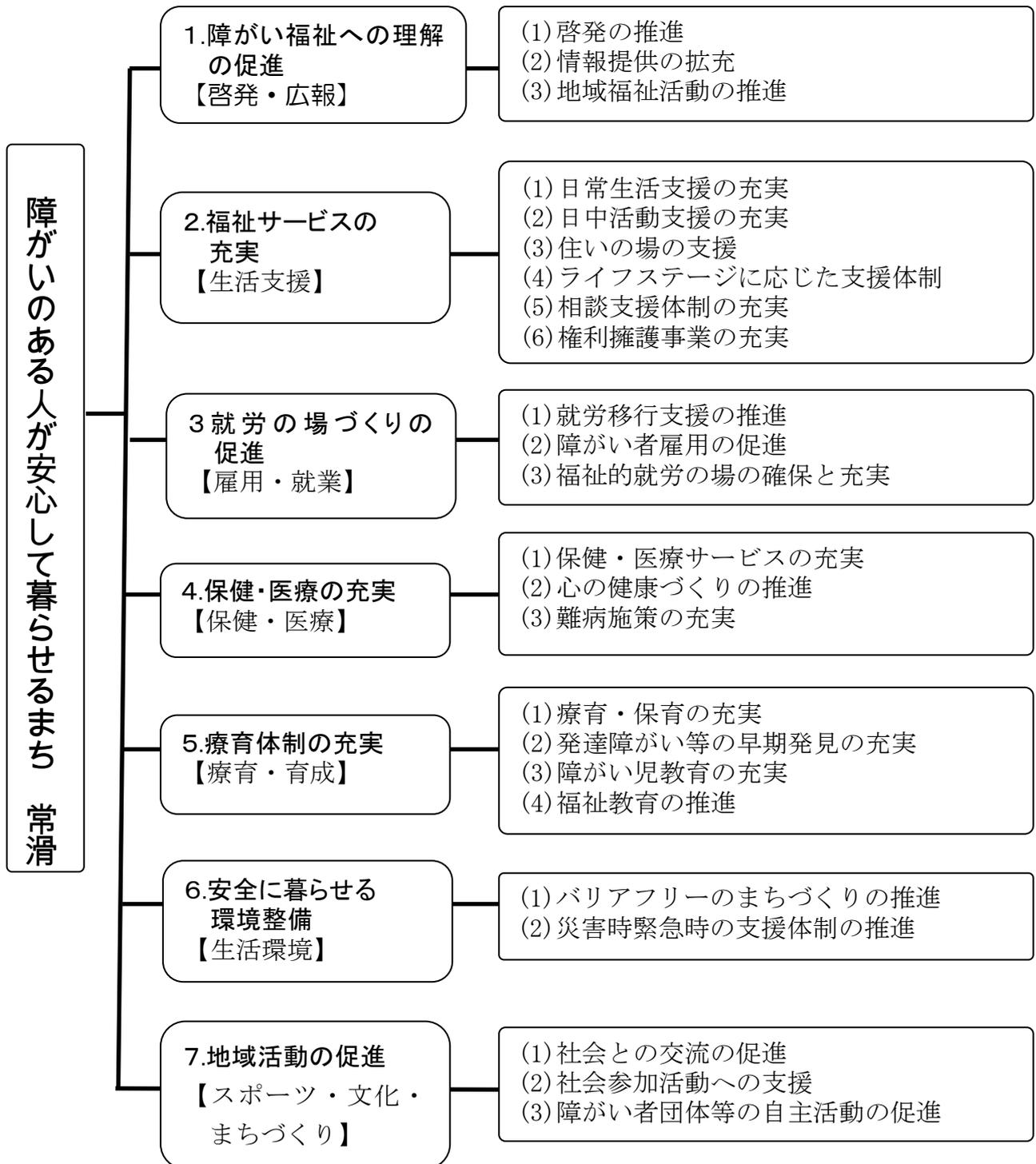
1. 施策の体系

「障がいのある人が安心して暮らせるまち 常滑」の実現を目指し、次の7つの基本目標を掲げ、障がい者支援のための施策を展開していきます。

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔施策の項目〕



第6章 施策の推進

1. 障がい福祉への理解の促進【啓発・広報】

(1) 啓発の推進

【現状と課題】

障がいのある人と共に暮らす地域社会を築く第一歩として、障がいのある人も、ない人も共感的な理解を深めることが重要です。しかしながら、現状では、障がいのある人に対する理解が十分浸透しているとはいえません。

【施策展開の方向】

障がいのある人に対する理解と協力などの啓発に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
広報などによる啓発活動の推進	・市	広報やパンフレット、さらには各活動行事の開催を通じ、障がいのある人への理解の啓発に努めます。
障がい者週間等の啓発	・市	障がい者週間(12月3日から12月9日)、障がい者計画のパンフレット配付や市のホームページへの掲載に努めます。
精神保健福祉に関する啓発	・市 ・県 ・事業所	地域の人々の心の健康の保持増進を図るとともに、心の病や問題を持つ人への理解を深め、地域社会の理解・協力をより得られるよう、地域での関連行事(心の健康フェスティバル等)の開催普及啓発活動を行います。

(2) 情報提供の拡充

【現状と課題】

障がいのある人の自立生活と社会参加を促進するためには、日常・社会生活に関する適切な情報の提供が必要であり、これまで広報紙や声の広報及びホームページを活用した情報提供に努めてきましたが、今後もより一層分かりやすく幅広い情報提供を図っていく必要があります。

【施策展開の方向】

高齢者や障がい者も含めた、誰に対してもホームページで提供されている情報がきちんと伝わりサービスを容易に利用できることに配慮した幅広い情報伝達方法の充実に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
情報提供機会の拡大	・市	保健福祉等のサービス情報や社会参加に関する情報について、広報、市社会福祉協議会のお知らせ、障がい者福祉サービスガイド、市等のホームページなどを活用し提供します。
視覚障がい者への情報提供	・市	視覚障がい者や弱視者に対しては、音声や、パソコンでの点字翻訳による情報提供を進めるとともに、SPコードを利用したパンフレットの普及や市広報や市議会だよりを定期的に届ける「声の広報」の充実に努めます。また、文字を容易に読むことができる日常生活用具「拡大読書機」の普及に努めます。
聴覚障がい者への情報提供	・市	聴覚障がい者に対しては、手話通訳、インターネットや携帯電話によるメールなどを活用した情報提供を進めます
地域福祉情報の提供	・市 ・社会福祉協議会	社会福祉協議会と連携し、市や社会福祉協議会広報、インターネットなどを活用して地域の福祉情報の提供を進めます。

(3) 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民やボランティアなどによる支援が欠かせません。また、有効な在宅サービスを提供できるよう、人材の確保、支援サービス提供事業者などとのネットワーク、ケアマネジメント、権利擁護などますます重要になってきます。

障がい者施策の推進については、障がいのある人を取り巻く環境変化に適切に対応し、多様化するニーズに応えていくため、柔軟で総合的な推進が求められます。

本市では、常滑市ボランティア連絡協議会に加盟する個人や団体のボランティアを中心に、障がい者を支えるボランティアの輪が拡大してきています。今後も、社会福祉協議会などと連携しながら、障がい者へのボランティア活動の活性化・ネットワーク化を図っていくことが求められるとともに、民間事業所・NPO法人の支援など促進していくことも求められます。

【施策展開の方向】

今後も、社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動の一層の活性化・ネットワーク化を図ります。また、民間活力を利用して、社会福祉法人、NPO法人などの新たなサービス事業者が参入が図られるように支援に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
障がいのある人の活動促進	・市	障がいのある人の自立と社会参加を目指し、障がい者団体、障がい者支援グループ等の活動を促進します。
ボランティアの育成の支援	・社会福祉協議会	養成講座などにより、ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア連絡協議会の活動を支援し、ボランティア相互の連携強化を図ります。
福祉NPO法人の活動促進	・市	福祉事業・福祉活動を目的としたNPO法人は、地域の幅広くきめ細かいサービスの担い手として重要です。このため情報提供と連絡調整に努め、NPO法人による福祉活動を支援します。
社会福祉法人・民間事業所の支援	・市	情報提供、民間事業所の活動の促進及び支援を行います。

2. 福祉サービスの充実【生活支援】

(1) 日常生活支援の充実

【現状と課題】

ホームヘルプやショートステイなど、在宅生活支援サービスは、在宅生活での障がい者本人の生活の質を高めるとともに、家族などの介護負担の軽減を図るため、平成7年からの国の障がい者プランに基づき、本市でも随時、実施・拡充を図ってきたところです。

本市では、在宅サービスの基盤については、社会福祉協議会やNPO法人「あかり」によるホームヘルプサービス、常滑市厚生事業団によるショートステイサービスを実施していますが、一層の基盤整備が求められています。

アンケート結果からも、ホームヘルプ、ショートステイ等のサービスが特に重度の障がい者を中心として、利用期待度が高く、一層のサービスの充実・支援が必要となっています。

【施策展開の方向】

障害者自立支援法に基づき、市が実施することに位置づけられ基本事業として掲げられている次の事業について実施・充実に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
ホームヘルプ(居宅介護)等の推進	・市 ・社会福祉協議会 ・事業所	障害者自立支援法の居宅介護、重度訪問介護、行動援護と、難病患者へのホームヘルプの適切な提供に努めます。障がい者へのサービスに対応できるヘルパーの増強に向け、関係機関の協力を得ながら充実に努めます。
ショートステイ(短期入所)の推進	・市 ・事業所	障害者自立支援法のショートステイを推進します。不足する重度肢体不自由者、医療的ケアの必要な方などの受け皿の確保に努めます。
補装具費の支給	・市	障害者自立支援法の補装具購入・修理費用支給の適切な提供に努めます。
日常生活用具費の支給	・市	障害者自立支援法の地域生活支援事業と、難病患者居宅生活支援事業による、日常生活用具費支給を推進します。
訪問入浴サービスの推進	・市	障害者自立支援法の地域生活支援事業を活用し、在宅重度障がい者等へ訪問入浴サービスの提供を進めます。

(2) 日中活動支援の充実

【現状と課題】

常滑市では障がいのある人のサービス基盤のうち重度の人のための入所施設は、市内に無く、他市に所在する社会福祉法人等民間の入所施設に依存しています。今後においても入所施設サービスの基盤整備については、在宅を基本とする考えから、その整備は期待できない状況にあります。

一方、平成5年に市と一体となって障がい者福祉サービスを担うため社会福祉法人常滑市厚生事業団が設立されました。これまでは心身障がい者を対象として、大曾更生園、梶間授産所、及び神明小規模授産所の施設の管理運営を主とする事業を担ってきましたが、平成24年には障害者自立支援法により「生活介護」及び「就労継続支援」を提供する福祉サービスの事業所として新体系に移行しました。

また、市内では精神障がい者等の就労継続支援施設として平成22年4月より東海市のあゆみの会が「レインボーハウス」を開所し、就労継続支援と生活訓練事業を実施し、障がい者が就労を目指して通所しております。

なお、日中活動の場は、障がい者の心身のケアや生活リハビリ、社会参加そして家族等の介護負担の軽減などのために重要です。その中核的となる活動の場として、社会福祉協議会の地域活動支援センター「ほっと」と武豊町の「ひろばわっぱる」が日中の居場所としてあります。社会福祉協議会の「わこん」が障がい者の日中一時の支援を行っており、障がい児の日中一時支援では、社会福祉協議会の「ほっとクラブ」が養護学校等の放課後の支援としてあります。

今後、養護学校の卒業生や、長期入院者の退院後の精神障がい者などの需要が高まることが予想されることもあり、市内における日中の受け皿としてのサービス提供事業所(民間事業所)の一層の充実が求められます。

【施策展開の方向】

障がい者(児)の心身、生活などを行う「日中活動の場」の充実に努めます。

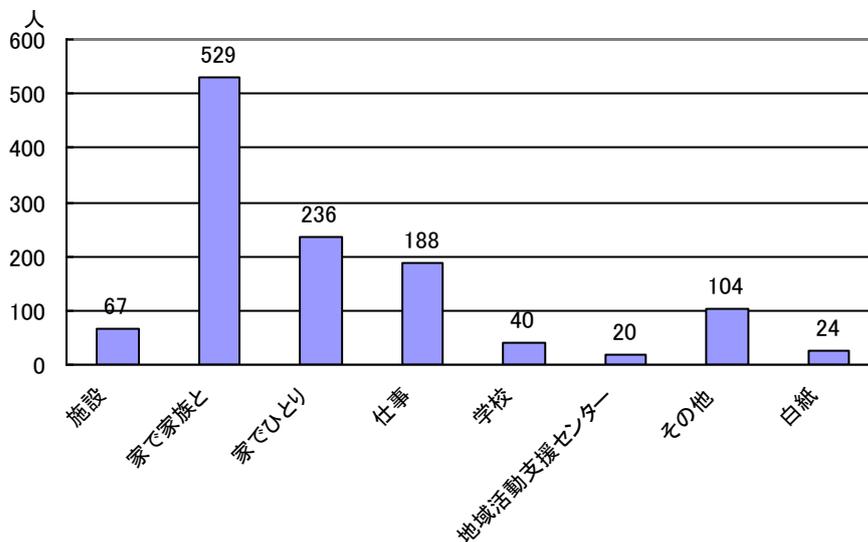
取組項目	主な実施主体	内 容
日中活動の場の充実	・市 ・事業所	利用者ニーズと事業所の意向を尊重しながら、コミュニケーションの支援もふまえた日中活動の場の充実と利用の促進を図ります。
適切な事業展開の促進	・事業所	「生活介護」、「療養介護」、「自立訓練」、「就労移行援」、「就労継続支援」、「地域活動支援センター」など、適切な事業展開を促進します。

取組項目	主な実施主体	内 容
通所施設の充実	・市 ・事業所	利用者ニーズを踏まえ、市と民間事業所による場の確保に努めます。
日中一時支援事業の推進	・社会福祉協議会 ・事業所	家族の就労支援や一時的な休息を目的とし、障がい児・者の日中における活動の場を確保し、充実を図ります。

アンケート結果より

☆平日の日中はどのように過ごしていますか。

家で家族と過ごす人が、半数弱を占めたが、家でひとり過ごす人も17%いた。



(3) 住まいの場の支援

【現状と課題】

障がいのある人が地域で共同生活をするグループホーム等については、現在、知的障がい者のグループホーム等が市内に4か所あります。その内、グループホーム「なかいホーム」の1か所、ケアホームが「こころ」「さくら」「えのきどホーム」の3か所があります。

アンケート結果からも特に重度の知的障がい者について、ケアホーム・グループホームのサービスの利用期待度は非常に高く、また、希望者も多いため、その増設が望まれております。

また、精神障がい者の住まいの場の必要性も高まっており、民間事業所による新たなグループホーム等の設置が望まれています。

【施策展開の方向】

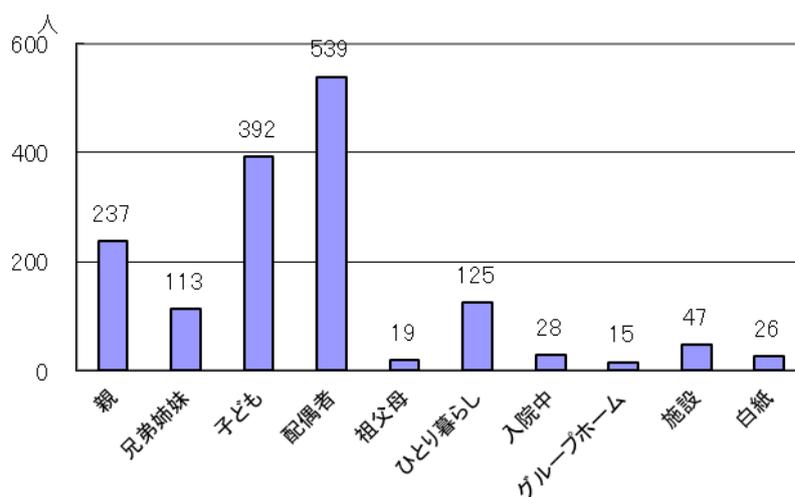
利用者ニーズを尊重しながら、需要にあわせたグループホーム等の新設などを促進していきます。

取組項目	主な実施主体	内 容
居住の場の充実	・市 ・事業所	利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、居住の場の充実と利用の促進を図ります。そのために、生活施設の整備に関する支援を進めていきます。
ケアホーム・グループホームの設置の促進	・市 ・事業所	自立支援協議会において、ケアホーム・グループホームの入居希望者の要望を聞きながら、設置に向けて検討及び促進します。
重度の障がい者に対する居住の場の充実	・市 ・事業所	重度の障がい者を受入可能なケアホームの充実を促進します。
市営住宅の住まいの場の検討	・市 ・事業所	車いす利用者に対応等障がいのある人に配慮した市営住宅のバリアフリー化及び市営住宅を活用したグループホームなどについて、検討をします。

アンケート結果より

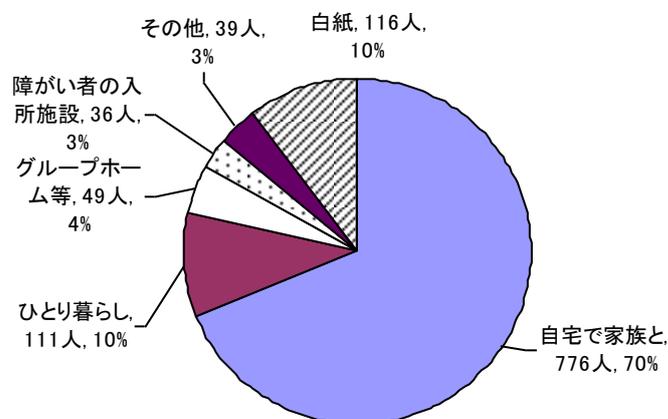
☆一緒にくらしているのは誰ですか。

家族の方と生活してみえる人が **80%** を占めた。



☆今後どのように暮らしていきたいですか。

自宅で家族と一緒に暮らしていきたいと回答した人が7割弱を占めた。



(4) ライフステージに応じた支援体制

【現状と課題】

障がい者を取り巻く状況は人により様々であり、障がいの状況や年齢においても必要な支援は異なっていくため、多様な視点においてきめ細かく施策展開を図っていく必要があります。

【施策展開の方向】

ライフステージごとの施策を展開するために、障がい者のライフステージに応じた施策を提案し、各ライフステージの支援がつながるよう支援図を作成します。

取組項目	内 容
(1) 乳幼児期(0～5歳) 【生まれてから小学校入学の時期】 ○障がいの早期発見・早期療育の推進 ○発達障がいに対する相談・支援の充実	乳幼児期においては、障がい児の育成・療育の視点が重要であり、また、保護者への支援や障がいの理解の促進なども重要なテーマとなります。障がいについて、医療、保健センター、千代が丘学園、保育園、幼稚園など多くの関係機関の連携が必要であり、障がい児および保護者を支援するためのネットワークを強化していくことが大切です。また、発達障がいに対する理解の促進や相談・支援体制の充実も必要となります。 したがって、乳幼児期においては、医療・療育体制の一層の充実を図るとともに、保育園や幼稚園の機能強化、保護者等への相談・情報提供体制の充実等を進めます。

取組項目	内 容
<p>(2) 学齢・青年期(6～17 歳)</p> <p>【学びの時期で、人との交流が増える時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児期からの支援の円滑な移行 ○学校における受け入れ体制の整備促進 ○障がいに応じた適切な教育体制の充実 	<p>学齢・青年期は、障がい児において家庭とともに学校の位置づけが大きくなり、保護者や支援者以外とのつながりも深まってくる時期です。そのため、障がい児と保護者が安心して学校生活に入ることができるよう支援していくことが大切です。また、学齢期においては学校の役割がきわめて大きく、それぞれの障がい児がその障がい特性に応じて適切な教育を受けることができるよう、受け入れ体制を整えておくことが重要です。</p> <p>したがって、学齢期においては、乳幼児期の支援ネットワークからの円滑な移行を図るための学校の連携体制の強化を図ります。また、障がい児に配慮した学校施設の整備やノーマライゼーション社会の実現をめざした障がいの理解を進める教育の推進などを行います。</p>
<p>(3) 成人期(18～64 歳)</p> <p>【地域社会の中で自立が求められる時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域社会が一体となった支援体制の強化 ○就労支援体制の充実 ○障がい福祉サービスの充実 	<p>成人期は、障がい者それぞれの状況に応じてサービスや支援を活用しながら、地域生活や就労などが生活する上で重要です。そのため、地域において安心して生活ができるよう、地域社会が一体となった支援体制づくりが重要であるとともに、障がい者が社会の中で自立するための就労支援や行き場のない人の受け皿となるセーフティネットの整備が必要です。</p> <p>したがって、成人期においては、障がい者が自立した地域生活を送ることができるように、各種サービスの充実や障がい者への相談・情報提供体制の充実、就労支援、社会参画に向けた支援、権利擁護など多様な取り組みを推進します。</p>
<p>(4) 高齢期(65 歳以上)</p> <p>【加齢に伴う心身の変化が生じる時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉・介護保険サービスとの連携 ○地域での見守り体制の充実 	<p>高齢期は、障がいに加えて、加齢に伴う心身の変化が生じてきます。そのため、サービスの利用においては介護保険サービス等との連携も重要になります。高齢の障がい者が安心して地域の中で生活ができるよう、相談や情報提供体制の整備を図るとともに、適切なサービスの提供や権利擁護、地域の見守りネットワークの充実などに取り組む必要があります。</p>

(5) 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がい者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談し、障がい者施策やサービスの情報をよく理解し、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。

本市では常滑市社会福祉協議会に相談支援事業を委託し、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援を行うとともに、虐待防止や早期発見のための関係機関との連携、障がい者等の権利擁護のための必要な支援を行っています。また、当事者や地域の課題には、関係機関、地域住民と共に考えていきます。

相談は、アンケート結果から家族に相談するという人が圧倒的に多いという結果が出ており家族の支援が大変重要であることが伺われます。また、近年増加傾向にある精神障がい者については、ホームヘルプ、地域活動支援センターに次いで相談支援サービスの利用に関心が高く、相談件数についても多く寄せられているのが現状であります。

こうした現状を踏まえ、市としては相談支援事業の機能を強化するため地域生活支援事業の中で相談支援機能強化事業を実施し、相談支援事業者に委託するとともに、相談支援事業を始めとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として「自立支援協議会」の充実を図ります。

【施策展開の方向】

障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、関係機関と連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。

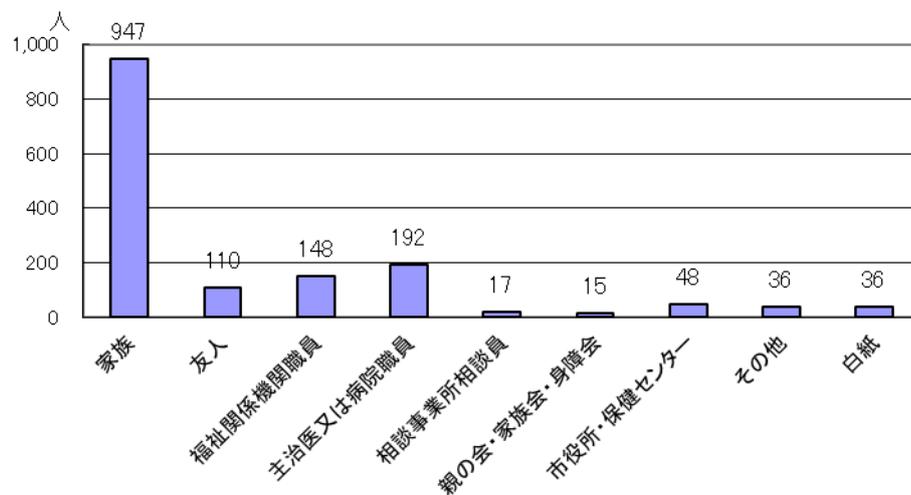
取組項目	主な実施主体	内 容
相談支援事業所による相談支援の充実	・市 ・委託事業所	障がい者(児)の家族などからの相談に応じ、情報提供、連絡調整を行い、障がい者などの意向を勘案したうえでサービス利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整を行うよう推進します。自立支援協議会は行政、関係機関、当事者団体等が暮しやすい地域課題の解決に向けて話し合う場で、協議を通じ、相談支援事業の質の向上を図ります。

取組項目	主な実施主体	内 容
障がい者相談員の充実	・市	身体・知的障がい者相談員により、気軽に相談が受けられるように引き続き充実に努めます。
各相談機関の充実とネットワーク化の促進	・市 ・県 ・相談機関	各相談機関では、様々な状況の障がい者が気軽に相談が受けられるよう体制の充実を促進するとともに障がい者自立支援協議会の開催等を通じて、ネットワーク化を図ります。
市による相談の適切な実施	市	市役所が障がい者支援の最初の窓口となるとともに市役所庁内や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めていきます。保健師などによる相談も充実していきます。

アンケート結果より

☆生活のことで相談するのは誰ですか。

家族に相談する人が圧倒的に多いことがうかがわれた。



(6) 権利擁護事業の充実

【現状と課題】

認知症高齢者、知的障がい者等で判断能力が不十分な人に、福祉サービス利用援助や、財産管理などの権利擁護事業として成年後見人制度がありますが、ともすれば詐欺などの被害者となる可能性も大きいことから、成年後見人利用支援事業をNPO法人知多地域成年後見センターに委託し、相談や啓発業務を実施しています。また、社会福祉協議会においても日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」を行っています。

アンケート結果では、特に、知的障がい者や精神障がい者の本人や家族に、高い利用ニーズが表れています。こうした制度の活用を促進しながら、障がい者の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが求められます。

【施策展開の方向】

各種制度・事業を活用し、障がい者の権利擁護に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
成年後見制度の活用	・成年後見センター ・市	「家庭裁判所への手続き申し立て制度」の活用を図ります。また、成年後見制度の認知度が低い為、今後一層のPRに努めます。
虐待等の防止ネットワークの強化	・市	家庭・地域での虐待や金銭詐取などに対して、地域自立支援協議会を中心に、防止ネットワークの強化に努めます。
日常生活自立支援事業の活用	・社会福祉協議会	福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「日常生活自立支援事業」の活用を図ります。

3. 就労の場づくりの促進

(1) 就労移行支援の推進

【現状と課題】

障がいのある人が職業を通じて自立することは、自己実現や生活の質の向上、社会参加を促進する上で重要なことです。障害者自立支援法においても一般企業へ就職をめざす「就労移行支援事業」が導入されるなど一般就労に向けた取り組みが強化されました。

本市において、一般就労が困難な障がいのある人に対しては福祉的就労の場として、障がい者就労継続支援施設がありますが、一般就労へはなかなか結びつかないのが現状です。

【施策展開の方向】

一般就労に向けて広く制度の周知とPRに努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
職業相談の充実	・市 ・事業所	「働きたい」と思っている障がいのある方や働いていても職場で悩みを抱えている方をサポートするために「知多地域障がい者就業・生活支援センターワーク」とも連携を取りながら支援に努めます。
職親制度の拡充	・市	知的障がい者で作業能力を持ちながら就職が難しい人を対象に、事業主(職親)が預かり、職場に定着できるように指導、訓練する職親を支援し、拡充します。
社会適応訓練の促進	・保健所	精神障がい理解のある一般の事業所(職親)に通って、仕事をしながら、作業能力、対人関係能力、環境適応能力などを訓練するための制度を促進します。
就労支援の促進	・ワーク ・職業センター ・ハローワーク	市内施設の就労支援員やジョブコーチ(職場適応援助者)制度等を活用して一般就労を目指せるよう、就労の場の環境整備やハローワーク、協力事業所などの関係機関との連携に努めます。

(2) 障がい者雇用の促進

【現状と課題】

アンケート結果より精神福祉手帳2級3級の軽度の人ほど、働きたいという就労意欲が高く、そのために福祉サービスを利用したいという要望を持っています。また、療育手帳中度の人は就労関連の福祉サービスについて関心が高く、軽度の人には就労関連の福祉サービスについて関心は低いものの、働けるのであれば働きたいという就労意欲が伺われる結果となりました。

障がい者雇用についての事業所の理解はまだ十分とは言えず、各種制度の活用を促進しながら、市内での障がい者雇用を一層強化していくことが求められています。

【施策展開の方向】

ハローワーク等と連携しながら、事業所の理解を得ながら、障がい者の一般就労の促進に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
障がい者雇用への理解と協力の促進	・市 ・県 ・ハローワーク ・民間企業等	県やハローワークなどと連携し、「障がい者雇用促進月間(9月)」を中心に、障がい者雇用にかかわる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用して、事業者への雇用の啓蒙を進めます。
障がい者雇用の定着支援	・市 ・相談支援事業所 ・ワーク ・養護学校	事業所に対しても障がい者が就労継続するための支援を図ります。 健康、余暇活動などトータル的に事業所及び相談事業所が安定した雇用の継続を目指して支援を図ります。 また養護学校卒業後の様々な関係機関と連携を図り、安定した就業全般にわたり支援を図ります。

(3) 福祉的就労(就労継続事業)の場の確保と充実

【現状と課題】

平成18年10月から、「障害者自立支援法」が本格施行され、通所・入所授産施設や小規模作業所から、「就労移行支援」や「就労継続支援」といった福祉的就労に関する事業メニューが移行されました。

本市には、こうした福祉的就労の場として、平成24年4月より就労継続支援B型のサービスを実施予定の「ワークセンターかじま」と、平成22年4月より開所している精神障がい者の就労継続支援事業所「レインボーハウス」があります。

また、社会福祉協議会で行っている「セルフわこん」については、日中一時支援事業の生産活動に移行し、今後、事業内容の充実や工賃の向上に努めます。

今後、障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、一層の支援を行っていくことが求められるとともに、事業所の新規参入などを支援していくことが求められます。

【施策展開の方向】

各種福祉団体や事業所等の協力を得ながら、福祉的就労の拡大に努めていきます。

取組項目	主な実施主体	内 容
身体・知的障がい者就労支援事業の充実	・事業所	就労継続支援事業の充実に努めます。
就労支援事業の確保と工賃の向上	・事業所	就労支援事業に伴う工賃の向上に努めます。
精神障がい者の就労支援事業の充実	・市 ・事業所	精神障がい者が意欲的に福祉的就労を行い、事業所が安定した経営を行えるよう、支援の充実に図ります。
福祉就労から一般就労への向上	・事業所	理解ある作業所への施設外実習等を行い、就労体験の機会を繋がるように図り、また、一般就労に繋がるように支援します。

4. 保健・医療の充実【保健・医療】

(1) 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

障がい者施策としての地域保健には、障がいの原因となる病気を予防すること、障がいを早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障がい者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、様々な障がいや病気の特徴、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

また、精神障がい者については、保健・医療サービスの支援に対して要望があることから、今後一層の充実に向けて、検討していく必要があります。

【施策展開の方向】

市保健センターでは、疾病予防については、市民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健(検)診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業を推進しています。

取組項目	主な実施主体	内 容
妊産婦への母子保健の啓発	・市	母子の健康管理のため、母子健康手帳と産婦・乳児健康診査受診票を配付します。
妊産婦等への健康教育と指導の推進	・市	子どもの健全な出生や成長を促すため、出産・育児に関する情報の提供や、仲間づくりを目的とするパパママセミナーを実施します。また、赤ちゃん訪問、妊産婦の訪問指導を実施します。
乳幼児健康診査と指導の推進	・市	乳幼児の健康増進を図るため、3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査等を実施するとともに、指導が必要な乳幼児に対し、専門医や心理判定員による「すくすく健診」を実施し、発達障がいの早期発見に努めます。
成人の疾病による障がいの予防	・市	身体障がい発生の第1の原因である生活習慣病等の疾病予防、慢性化予防の観点から、医療機関と連携を深め、各種検診を実施するとともに、健診・保健指導については、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診・保健指導を実施します。
事故による障がいの予防	・市	交通事故や労働災害等の不慮の事故による障がいのある人の増加を防ぐため、交通安全運動の展開や労働安全の促進など、関係機関と協力し啓発活動を推進します。

取組項目	主な実施主体	内 容
疾病や障がいの予防対策の推進	・市	各種健(検)診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業を推進し、疾病や障がいの予防を図ります。特に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防対策を重点的に取り組みます。
障がい者のための健康診査の推進	・市	障がい者のための健康診査、歯科健診を引き続き推進していきます
障がい者歯科の充実	・市 ・社会福祉協議会 ・歯科医師会 ・医療機関	障がい者歯科の通年受診体制の整備を促進するとともに、地域の歯科診療所での障がい者へのきめ細かな配慮を求めていきます。実施の周知については、広報及び市内事業所への周知を図ります。 また、幼児期からの歯科疾患予防の重要性の啓蒙に重点を置き取り組みます。
障がい者の医療費助成の推進	・市 ・県	医療費の助成制度のあり方について、検討していきます。
自立支援医療の給付	・市 ・県 ・国	自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院)の適切な給付に努めます。
在宅療養への支援の強化	・市 ・医師会等	在宅歯科往診事業の推進、訪問看護の充実、在宅療養への支援の強化に努めます。

(2) 心の健康づくりの推進

【現状と課題】

障害者自立支援法が成立したことから、平成18年4月から障がいの種別にかかわらず共通の制度により市が主体となってサービスを提供することとなりました。精神障がい者の人も住み慣れた地域でのくらしを支援するためのサービスを受けられるようになりました。また、精神障がい者の人権に配慮する必要があります。

近年では、社会問題となっている不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策なども重点的に推進していくことが求められます。

【施策展開の方向】

市民の主体的な健康づくりを促進し、疾病や障がいの予防と心身機能の維持・増進・回復を図ります。

取組項目	主な実施主体	内 容
こころの健康への対応	・県	こころの悩みに対し適切な指導と必要なカウンセリングに応じ、総合健康相談、心の健康電話相談を実施します。
メンタルヘルス対策の推進	・県	各種講座の開催や専門相談の実施などを通じて、うつやひきこもり・自殺予防など、メンタルヘルス対策を推進していきます。
精神障がい者医療費の助成	・市	精神的疾患に係わる医療費自己負担分を助成します。

(3) 難病施策の充実

【現状と課題】

障がい種別に分類されない難病の人も多く、日常生活においても障がいのある人と同様な支援が必要とされています。

【施策展開の方向】

医療医療費助成制度を利用できるよう施策の拡充に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
難病患者の医療費助成の推進	・県 ・国	医療費自己負担分の助成制度を引き続き推進します。

5. 療育体制の充実【療育・教育】

(1) 療育・保育の充実

【現状と課題】

療育・保育及び教育は、発達に遅れのある乳幼児や障がいのある子どもが自立した生活を送る上で必要な力を育むために大切なことです。

療育については、知的障がい児通園施設「千代ヶ丘学園」が担っています。障がい児保育については、全保育園で実施しています。

しかしながら、障がいのある子どもに対する特別な支援を適切に行うためには、一人ひとりの特性に応じた教育的支援、乳幼児期から学校卒業後にわたる保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者が、きめ細かく連携した支援を行うことが必要であり、また、障がいのある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇中の生活支援についても課題となっています。

【施策展開の方向】

母子保健・子育て支援事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実を図ります。乳幼児期にしっかりと療育が受けられるよう充実を図るとともに、学齢期へと療育を繋げていく体制づくりを推進します。

取組項目	主な実施主体	内 容
「千代ヶ丘学園」の充実	・市	母子通園を原則として、療育指導や、音楽や風呂、温水プール療育を通して、基本的な生活習慣の自立を図り、親同士が交流を深め、情報交換等の事業を充実します。また、母子分離を図り、保育園へのステップとするため単独通園を継続して実施します。
障がい児保育の推進	・市	子どもがお互いに刺激や影響を受け合いながら共に成長できるよう、千代ヶ丘学園から保育園への受け入れを継続し、障がいのある子どもの発達や保護者の支援を行う障がい児対応保育を進めます。
放課後児童の日中一時支援事業の推進	・社会福祉協議会 ・事業所	児童の健全育成を図るため社会福祉協議会等による放課後の児童の健全育成のために日中一時支援事業などの受け入れ体制の充実に努めます。

(2) 発達障がい等の早期発見の充実

【現状と課題】

乳幼児期における疾病や障がいの早期発見や早期訓練・療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちのコミュニケーションや社会性などの発達を促すためにも重要です。

本市では、妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康相談など、母子保健事業を実施し、発育の遅れや障がいなどの心配がある方に対しては、「コアラの会」等の子育て支援や、幼稚園・保育園をはじめ「千代が丘学園」などにより、適切な訓練・療育や相談支援を進めてきました。

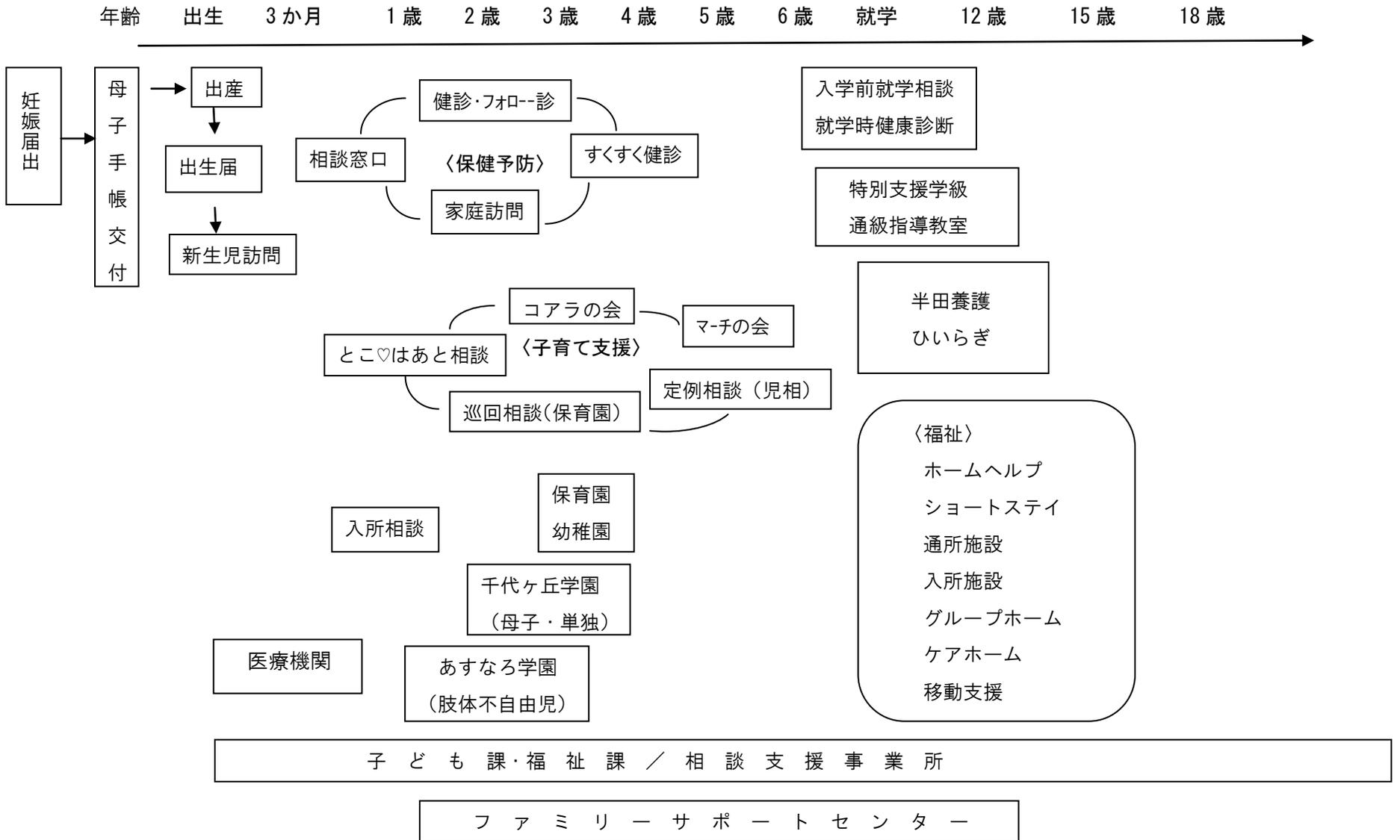
また、幼稚園・保育園においても障がいの「早期発見」を心がけ、気になる子を把握し、その後のフォローにも取り組んでいます。現在、「千代が丘学園」の施設の老朽化が進むとともに、発達障がい児の増加や支援ニーズの多様化が進んでいることから、今後も、発育発達上の課題が発見されたときから、一人ひとりの状況に応じて適切で連続性のある支援が継続的に受けられるよう、療育体制の一層の強化を図っていくことが求められます。

【施策展開の方向】

療育現場等を通じた保育士、保健師等との協力活動により、保育と療育との連携を深め、療育との連続性に配慮して、推進します。

取組項目	主な実施主体	内 容
療育への適切な指導や相談の充実	・市 ・県	乳幼児の発達の遅れや障がいに対する親や家族の不安を軽減するために専門職員や医師・心理判定員による「すくすく健診」や児童相談所の「定例相談」を実施し、指導を充実します。
子育て支援、療育支援グループの充実	・市	「コアラの会」「マーチの会」など発育の遅れや障がいなどの心配がある子どもたちへの療育指導や子育て支援を実施し、基本的な生活習慣や生活力の獲得を図ります。保護者に対しても、育て方などについて適切な相談や指導に努めるとともに、保護者どうしの交流の拡大を図ります。
児童発達支援センターについて検討	・市 ・事業所	乳幼児期から一貫した支援ができるよう、総合的な支援策を展開していくために児童発達支援センターについて検討を行います。重症心身障がい児・者通園事業も合わせて検討をしていきます。

常滑市の障がい児療育体制



(3) 障がい児教育の充実

【現状と課題】

障がい児支援に関し国では、①障がいの早期発見・早期対応策②就学前の支援策③学齢期・青年期の支援策④ライフステージを通じた相談支援の方策⑤家族支援の方策⑥入所施設の在り方を検討しています。療育を早い時期から行い、学校教育の場へ繋げ、さらに先へと取り組みを充実させることが課題となっています。

特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等の理解を促し、障がいのある子どもの就学にかかわる悩みや不安を解消するため、保護者の意向を尊重しつつ、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した就学相談を行っています。また、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな教育が行われるよう、特別支援学級や通級指導を充実するとともに、通常の学級における発達障がいなどのある子どもへの対応も含めた「特別支援教育」に取り組んでいます。

小・中学校と特別支援学校との連携を深め、障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人たちがともに活動する交流教育を行っています。

障がいのある子どもの進路については、教育、労働、福祉等の関係者が連携し、一人ひとりに合った指導を支援しています。

障がいのある子どもへの教育的支援の推進については、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うとともに、特別支援学校との連携を密にし、より一層の充実を図り、特別支援教育を推進しています。

特別支援教育における教員の専門性や通常学級における障がいのある子どもの理解や支援方法を高める研修を行っています。

【施策展開の方向】

障がい児支援については、国の動向を考慮し、推進していきます。

取組項目	主な実施主体	内 容
円滑な就学指導の推進	・市	保護者の意向を尊重しつつ、障がいのある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した就学相談を進めます。
小・中学校教育の充実	・市	障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな教育が行われるよう、特別支援学級や通級指導を充実するとともに、通常の学級における発達障がいなどのある子どもへの対応も含めた「特別支援教育」に取り組みます。
取組項目	主な実施主体	内 容
特別支援学校との連	・市	小・中学校と特別支援学校との連携を深め、障がいのあ

携と交流教育の推進	・県	る子どもと障がいのない子どもや地域の人たちがともに活動する交流教育を推進します。
進学・就職等進路指導への支援	・市	障がいのある子どもの進路については、教育、労働、福祉等の関係者が連携し、一人ひとりに合った指導を支援します。
障がい児支援の推進	・市	①子どもの将来の自立にむけた発達支援②子どものライフステージに応じた一貫した支援③家族を含めたトータルな支援④できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援に重点を置き、国の施策を推進していきます。

(4) 福祉教育の推進

【現状と課題】

幼稚園・保育園や小中学校では、障がいのある子もいない子も、ともに学ぶ保育・教育や、特別支援学校との交流学习・共同学習、障がい者施設との相互交流などを通じて、福祉意識の醸成を図っています。

【施策展開の方向】

障がいのある子どもに対する正しい理解と認識を深めるとともに、障がいのある子どもとの交流を促進し、互いに助け合い、共に生きる意識を育むための施策や、ボランティア教育を推進します。

取組項目	主な実施主体	内 容
幼稚園・保育園、学校における福祉教育の推進	・市	幼稚園・保育園、学校の各種行事や「道徳の時間」、「総合的な学習の時間」などを活用しながら、障がい者が抱える社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度などの理解を深める福祉教育を推進します。
地域における福祉教育の拡充	・市 ・社会福祉協議会等	社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちやすべての市民を対象に、障がい者福祉についての学習する機会の拡充を図ります。

6. 安全にくらせる環境整備【生活環境】

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

【現状と課題】

障がいのある人が、地域の中で社会生活、日常生活を普通に暮らすためには、駅や道路、公園、公共建築物の段差解消、障がい者用トイレ、障がい者用駐車場、エレベーター、手すり等の設置など、バリアフリー、ユニバーサルデザインの取り組みや障がいに応じた適切な住まいの確保などの生活環境の整備が重要になります。

本市では、「世界につながり、世界に誇れる、バリアフリーの街づくり」を基本目標とした「人にやさしい街づくり計画」を平成11年度に策定し、外出しやすい街、利用しやすい施設などを目指した施策を推進してきました。

また、平成17年2月に開港した中部国際空港は、ユニバーサルデザインを採用した世界に誇れる施設としてオープンしました。

しかしながら、市全体では、バリアフリーに向けた取組が引き続き必要であり、今後も障がいのある人の社会参加と日常生活の幅を広げていくため、より一層の環境整備が必要です。

また、障がい者が地域で安心して日常生活をおくるためには、生活の場となる住宅の確保が不可欠です。特に「施設入所や長期入院から地域生活へ」という障がい者施策の流れや、障がい者を介助・支援する家族の高齢化が進むなかで、地域において障がい者が安全で快適に暮らせる住宅に対する需要が年々高まっています。

【施策展開の方向】

地域で安心して暮らしていくために、住宅環境の整備に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の推進	・市 ・県	道路や公園、公共建築物などについて、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めます。
民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の促進	・民間企業等	駅や商業ビルなど、民間公益施設についても、バリアフリー、ユニバーサルデザイン化に向けた改善への協力を要請していきます。

取組項目	主な実施主体	内 容
住宅改修費助成事業の利用	・市	介護保険制度や地域生活支援事業による住宅改修費の助成事業などの利用を促進し、手すりの設置や段差解消等により在宅生活を支援します。

(2)災害時緊急時の支援体制の推進

【現状と課題】

東日本大震災など障がい者の災害時における要援護者対策の重要性が大きな課題となっています。特に大規模災害時における初期活動は、一緒に住んでいる家族や身近に暮らす地域の人々の連携が日頃からいかに確立されているかという点に大きく左右されます。

アンケート結果からも見ても特に重度の身体障がい者の方は災害時・緊急時の支援を求めており、災害時要援護者支援制度への関心度が高まっております。

災害時要援護者制度については、区、町内、民生委員・児童委員、老人協力員など、障がい者の日常生活の様子をよく理解していただき、地域のふれあいや支えあいを通じて、平常時からの見守り・安否確認の仕組みを確立させていくことが課題であるといえます。

また、災害時における避難所については、「大曾更生園」や介護保険施設などを福祉避難所として指定していますが、精神障がい、知的障がいの特性を踏まえて、福祉避難所のあり方を日ごろから検討する必要があるといえます。

【施策展開の方向】

地震や集中豪雨などの災害に自分自身の力では避難することが困難な人の避難支援や安否確認を行う体制を地域と連携し構築する災害時要援護者支援制度を推進します。

また、緊急時においては災害情報の伝達が大切であり、適切な情報伝達手段を検討し、充実を図ります。

取組項目	主な実施主体	内 容
災害時要援護者支援制度の推進	・市 ・区	在宅の災害時要援護者について、災害時要援護者支援制度の推進により、地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保を図ります。
災害情報提供の充実	・市	関係機関が連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。
福祉避難所のあり方の検討	・市	災害時における福祉避難所の設置方法や運営方法を検討します。

7. 地域活動の促進【スポーツ・文化・まちづくり】

(1) 社会との交流の促進

【現状と課題】

障がい者が生きがいを持って豊かに生活する上で地域活動へ参加することは重要なことです。地域のスポーツや文化活動に参加し、目的に向かって自己実現していくことで心豊かな生活に繋がるだけでなく、市民同士の交流を拡大するなどまちづくりへも寄与することになります。

障がい者が地域活動へ参加しやすくするために身近な地域での活動・交流の場の充実や施設のバリアフリー化、参加しやすいプログラムづくりなど、気軽に参加することができる環境づくりが重要となります。

【施策展開の方向】

福祉会館に設置する地域活動支援センター「ほっと」を拠点に、地域における障がいのある人の仲間づくり事業や余暇活動を推進するとともに、ボランティアなど市民活動と連携し各種地域活動の支援に努めます。

取組項目	主な実施主体	内 容
交流事業の促進	・市 ・社会福祉協議会	いろいろな機会に捉えて障がい者同士や社会との交流促進を図ります。
地域の社会参加活動への支援	・社会福祉協議会 「ほっと」	地域における障がいのある人の仲間づくり事業や余暇活動を推進するとともに、各種地域活動の支援に努めます。
障がい者スポーツの奨励	・市 ・社会福祉協議会	障がいのある人のスポーツを奨励するため、各種障がい者スポーツ大会等の参加・開催を支援します。また、スポーツ教室の開催、温水プール等スポーツ施設の利用促進に努めます。
文化活動の促進	・市 ・社会福祉協議会 ・事業所	創作活動等の機会や障がいのある人が創作した工芸作品等の展示や音楽・芸能活動の発表機会を拡大します。またNPO法人あかりによる「さをり織り」など文化活動の促進をします。

(2) 社会参加活動への支援

【現状と課題】

聴覚障がい者の日常生活を支援し社会参加を促進するため、手話通訳の養成講座や要約筆記者の養成講座を開設するとともに、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を実施しています。

また障がい者の福祉タクシー料金助成事業を行っていますが、対象者の拡大が求められています。

【施策展開の方向】

地域支援事業等を通じて、障がいのある人の交通手段に係るタクシー料金、有料道路通行料及び自動車改造費等を助成し社会参加を支援します。

取組項目	主な実施主体	内 容
手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成	・社会福祉協議会 ・関係機関等	社会福祉協議会や関係機関等と連携しながら、手話通訳者・要約筆記奉仕員の養成に努めます。
手話通訳者・要約筆記奉仕員の活用	市 ・社会福祉協議会	地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業による手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を行い、行事・イベントなどでの活用を図ります。
外出に関する経済的支援の利用促進	・市 ・県	外出に関する経済的支援として、障がい者福祉タクシー料金助成事業や自動車運転免許取得費助成事業、身体障がい者自動車改造助成事業を実施するとともに、国や業界団体の制度として、「鉄道・バス・タクシー・航空の運賃、有料道路通行料金」の割引制度の利用を促進していきます。
各種外出支援サービスの充実	・事業所等	外出支援については、障がい者の状況や外出目的などに応じて、自立支援給付の「行動援護」や「通院介助」、地域生活支援事業の「移動支援」、その他の事業を重層的に提供していきます。
障がい者社会参加促進事業の充実	・社会福祉協議会	障がいのある方の社会参加・余暇活動を支援するため移動支援事業利用中に自宅から目的地まで送迎を行います。

(3) 障がい者団体等の自主活動の促進

【現状と課題】

障がい者の当事者・家族の団体活動は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などのためだけでなく、市民の福祉意識を啓発したり、福祉制度・サービスの改革を要望し、実現につなげたりといった役割もあり、一層の活性化が求められます。

市は、障がい者団体の活動に対し、福祉事業の実施を含め幅広く、その自主活動を支援します。また、団体相互の連携の強化を図ります。

また、障がい者スポーツ教室など障がい者を対象とした活動を「心身障害者(児)親の会と」共催してスポーツ活動を支援しています。

【施策展開の方向】

障がい者団体等の一層の活性化を図ります。

取組項目	主な実施主体	内 容
障がい者団体の活性化の推進	・障がい者団体等	障がい者団体の自主的な活動を支援していきます。